

河川維持管理工事の複数年契約 の試行状況

国土交通省 関東地方整備局
河川部 河川管理課
河川保全専門官 国頭 正信

直轄管理している河川



【1.河川維持管理工事の内容】

概ね、各事務所の出張所単位で年間を通じて行う工事で、主に

- ①堤防の表面の変状等を把握するために行う堤防の除草。
(年2回 出水期前と台風時期)
- ②河川内のゴミや産業廃棄物などの塵芥処理。
- ③堤防等の河川管理施設等の簡易な補修。
- ④水質事故対応、出水時の状況把握など。



工事の大半は、堤防除草が占めているが、その他の作業は、不定期かつ迅速な対応が求められる。

2

【1.河川維持管理工事の内容】

①堤防の除草



洪水期前の変状箇所の発見



堤防の穴、沈下、亀裂、湿潤化等の発見

■堤防除草の刈草の無償提供

刈草を無料で提供いたします！
～ 5～6月の刈草です ～

- 刈草の有効活用について
利根川上流河川事務所では、堤防異常を早期に発見し、河川流域の安全を守るために堤防除草工事を年2回実施しています。
今回、堤防除草工事において発生した刈草の無料提供を実施します。
- 刈草品質に関する留意点
・刈草には取り残れにくい草が若干混入する場合があります。
・天候により、刈草に土壌成分を含む場合があります。
・梱包に使用するネット等は、緑物汚染を使用しています。
- 提供の優先順位
下記の優先順位で提供いたします。
1. 急務で大量の刈草が必要な方(農業に使用する機械は、堤防を兼ねない機械に限りです。)
2. 高層敷かれたものを現地で受取が可能です。
3. 受取る経路と場所での受取が可能です。
- 提供の大きさ
梱包の形状は、円柱形や四角柱で、大きさは、直径40cm×80cm程度です。
- 提供可能量
受取を希望される方が多い場合は、希望量を確保できない場合があります。
- 申し込み方法
受取を希望される方は、下記の内容をご確認の上、申し込み用紙にて、FAX・メール・電話で申し込み下さい。
- 刈草運送希望者様に対しては、配布の仕方の詳細について関係機関と調整し、今後お知らせします。
- 申し込み期間
平成26年5月2日(金)まで
なお、2回目の刈草(8月～9月)を希望される方は、別途、お問い合わせ下さい。

申込み・問い合わせ先
利根川上流河川事務所 管理課 維持係
TEL 0480-52-3957 FAX 0480-52-7883
tonejo-kanni@ktr.mlit.go.jp

- 刈草の活用方法
刈草の用途としては、堆肥や家畜の飼料等に利用されています。(利根川上流河川事務所では、刈草の堆肥化は行っておりません。)



3

【1.河川維持管理工事の内容】

②河川内の塵芥処理

- ・ゴミの不法投棄
- ・河川環境の保全
- ・洪水による流木等の河川管理施設への堆積等による施設操作への障害防止

主に不法投棄された塵芥をある程度まとめて処理

不法投棄対策



撤去



■地域住民との連携



クリーン作戦

排水機場の操作支障



出水による漂着ゴミ



【1.河川維持管理工事の内容】

③河川管理施設等の簡易な補修

- ・施設の健全化
- ・河川の安全な利用

フェンス補修



階段補修



標識補修



④災害対応や出水時の把握

- ・災害時の初動対応→機動性を求められる

水質事故対応



出水時の状況把握



【1.河川維持管理工事の内容】

③河川管理施設等の簡易な補修

- ・施設の健全化
- ・河川の安全な利用



フェンス補修



階段補修



標識補修

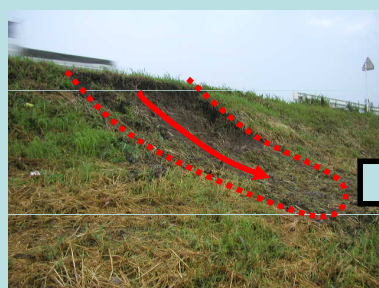
④災害対応や出水時の把握

- ・災害時の初動対応→機動性を求められる



水質事故対応

出水時緊急対応



5-2

【2.河川維持管理工事の特徴】

①「河川管理」という性格上、年間を通じて契約

→災害や塵芥処理等への迅速な対応

②作業が不定期、不確定

→塵芥処理や地元要望など契約後の指示事項が多いため、待機時間(不稼働期間)が長い

工種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
堤防除草												
塵芥処理												
施設補修												
災害対応等												

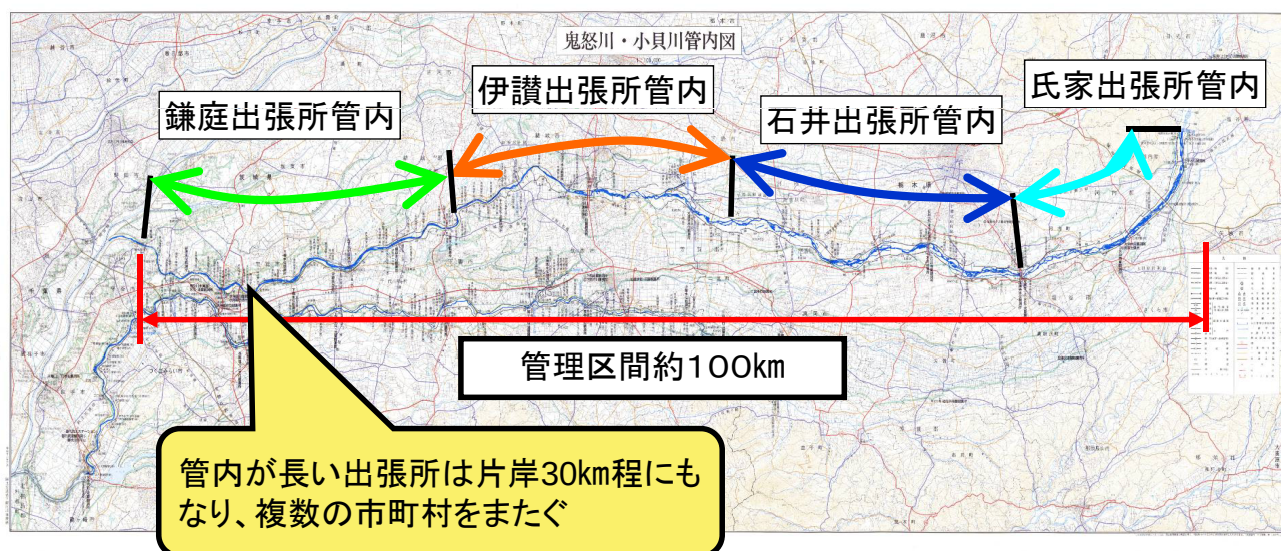
準備期間

水質事故や地震は発生が予測出来ないため、通年で契約し、その都度施工指示するため、不定期

後片付け期間

③施工範囲(対象範囲)が広い

→概ね、1出張所管内
長いところでは、片岸30km程になる



7

これらの特徴から・・・

○年間を通じて、切れ目のない機動的な維持管理を行う上での重要な工事である。



●広い施工区間や不特定な部分の多い工事であることから、不調・不落が多い。



・工事ロットの拡大や難工事指定 等
契約方法の工夫として、平成21年度から
複数年契約(試行)を実施。

8

【3.複数年契約のメリット】

【発注者側】

①年度を跨いだ作業をする事により、切れ目のない河川管理が可能。(不調不落リスクの軽減)

	1年目												1年目											
工種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
堤防除草																								
塵芥処理																								
災害対応等																								

不調・不落
のリスク！

②発注ロットを大きくすることによるコスト縮減

③発注等事務作業の軽減

9-1

【3.複数年契約のメリット】

【発注者側】

①年度を跨いだ作業をする事により、切れ目のない河川管理が可能。(不調不落リスクの軽減)

	1年目												2年目											
工種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
堤防除草																								
塵芥処理																								
災害対応等																								

継続的な維持管理が可能

例えば、3月31日に水質事故等があった場合の対応が可能

②発注ロットを大きくすることによるコスト縮減

③発注等事務作業の軽減

9-2

【3.複数年契約のメリット】

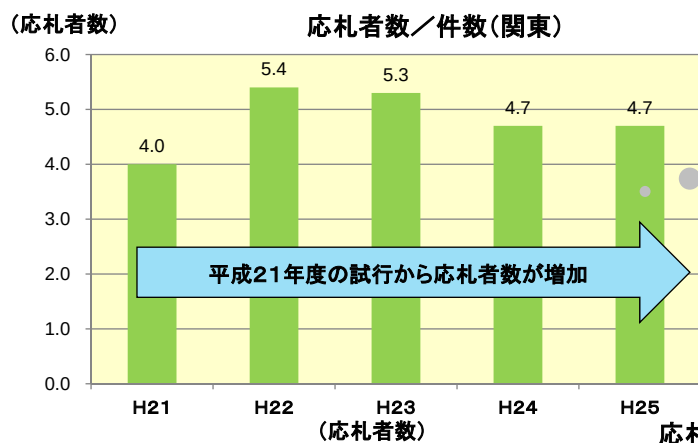
【受注者側】

- ①複数年間仕事が保証される(入札競争リスクの解消、資金繰りの目途)
- ②工事書類が少なくなる
- ③複数年間同一作業をするため、現場を熟知する事による(2年目以降の)作業効率、危機管理の向上

10

【4.試行後の契約状況】

河川維持管理工事の過去5ヶ年の応札者状況

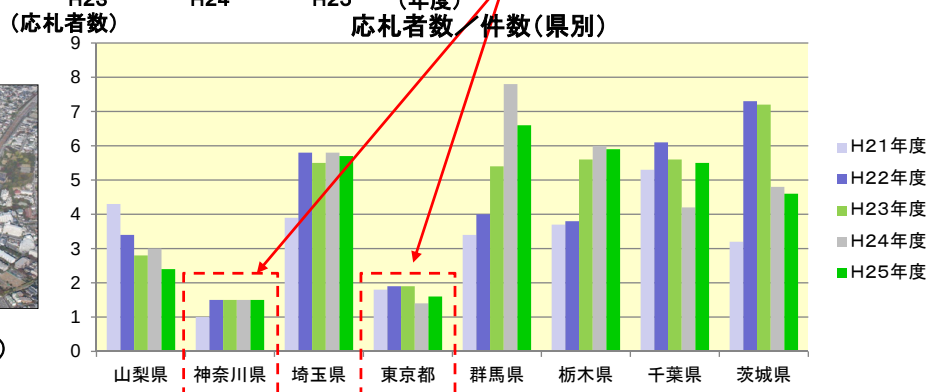


ただし、都市部と地方部で比べたら、以前として、都市部の応札者数の増加は見受けられない。

■都市部の維持管理工事の特徴
・背後地に民家が近接しており、刈草の散乱や作業中の飛び石など、細かな配慮が求められる。



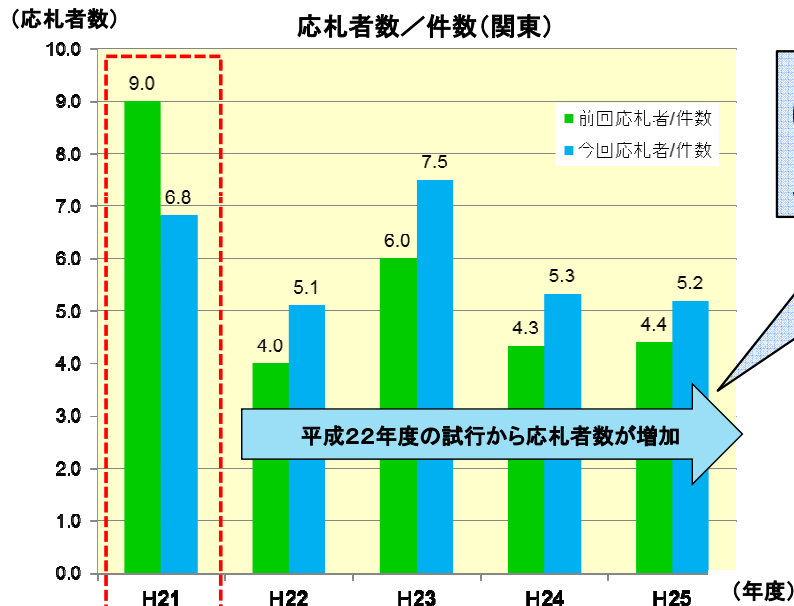
都市部の背後地の状況(多摩川)



11

【4.試行後の契約状況】

複数年契約の過去5ヶ年の応札者状況



・平成22年度以降の複数年契約は、全て2カ年の期間を設定。
・応札者は、2カ年の契約のほうが良い？

■各年度複数年契約件数

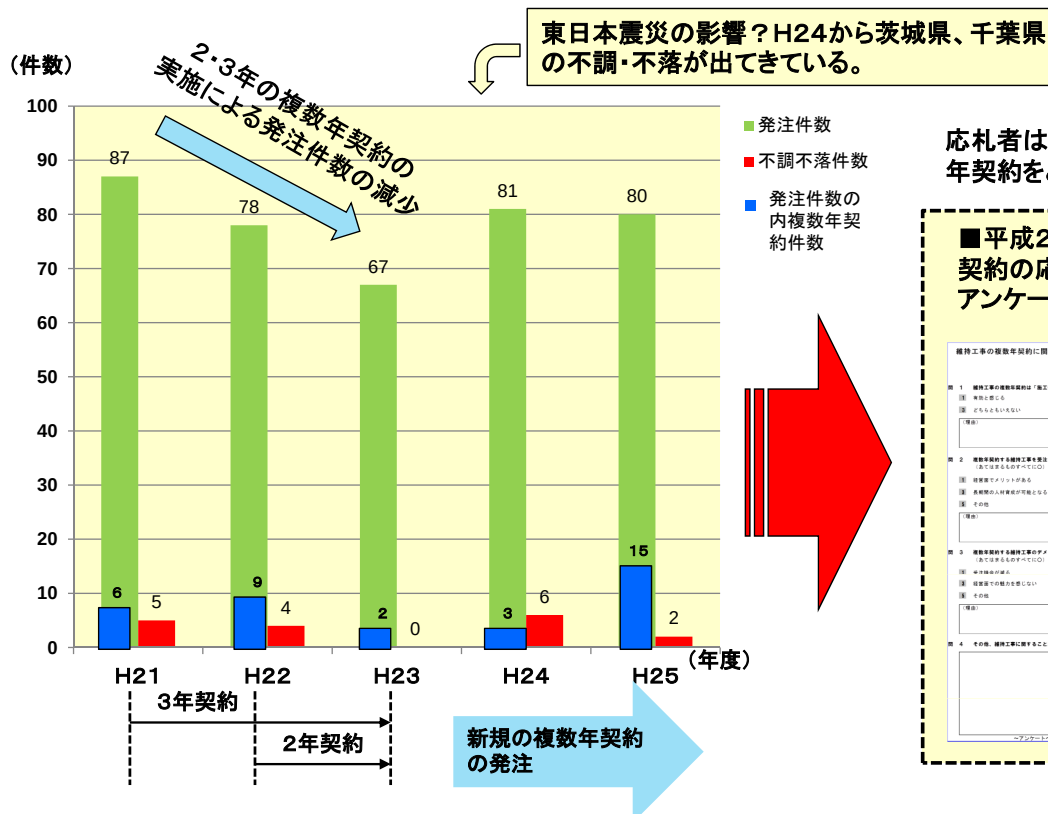
- ・平成21年度 6件
H20 54社⇒H21 41社
- ・平成22年度 9件
H21 36社⇒H22 46社
- ・平成23年度 2件
H22 12社⇒H23 15社
- ・平成24年度 3件
H23 13社⇒H24 16社
- ・平成25年度 15件
H24 66社⇒H25 78社

・初めての試みであり、各社様子を見たのか？
・3カ年と言う期間が長すぎたのか？

12

【4.試行後の契約状況】

河川維持管理工事の過去5ヶ年の不調不落状況



応札者は試行した複数年契約をどう考える？

■平成24年度複数年契約の応札者を対象にアンケートを実施。

維持工事の複数年契約に関するアンケート
(記入年月日：平成24年 月 日)

※1 維持工事の複数年契約は「施工費の増減」や「施工コストの削減」に効果がありますか。
☐ 効果がある
☐ 効果がない
☐ どちらでもない

※2 複数年契約による維持工事の発注は、発注者にとってメリットがありますか。
☐ メリットがある
☐ デメリットがある
☐ どちらでもない

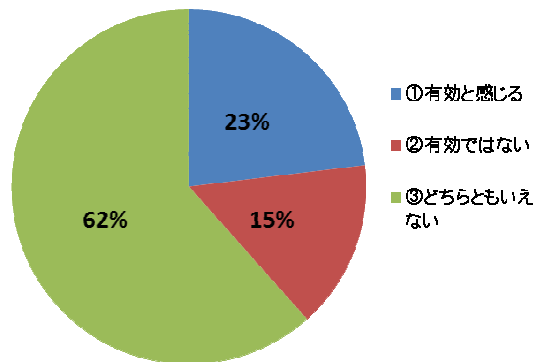
※3 複数年契約による維持工事の発注は、発注者にとってデメリットがありますか。
☐ デメリットがある
☐ メリットがある
☐ どちらでもない

※4 その他、維持工事に関するご意見やご要望があれば、こちらに記入してください。

13

【5.複数年契約方式に関する意見】

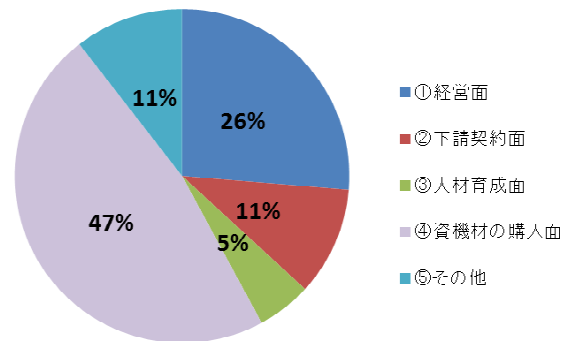
問：「施工体制の確保」や「施工コストの縮減」に有効と感じますか。（回答数：13）



【主な理由】

- 有効と感じる
 - ・長期契約による施工体制が確保できる。
- 有効と感じない意見
 - ・除草作業が確保されるだけである。
- どちらとも言えない
 - ・配置技術者が複数年束縛される。

問：メリットについて（回答数：19）

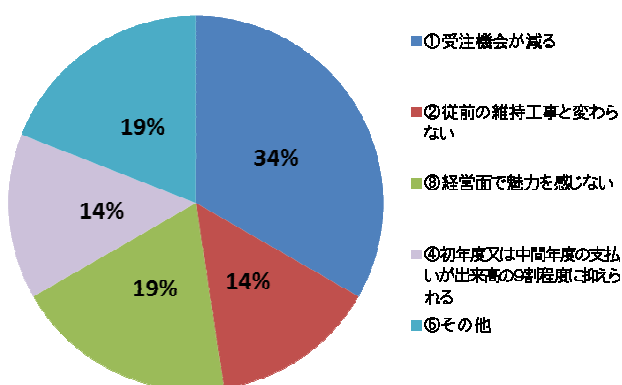


【主な理由】

- 経営面
 - ・長期的に仕事が確保されて経営面上有利。
- 資機材の購入面
 - ・資機材と人員の長期計画の立案が可能。
 - ・詰所・看板類などの移設費にかかる費用が削減できる。

【5.複数年契約方式に関する意見】

問：デメリットについて（回答数：21）



【主な理由】

- 受注機会が減る。
 - ・入札物件が減ることなり、受注機会が減る。
- 経営面で魅力を感じない。
 - ・従前の単年度発注が良い。
- その他
 - ・工事の実績が翌年度に反映できない。

【アンケートの結果】

- ・複数年契約により、仕事が長期に保証されることは、人員や資機材確保の上で、有効である。
- ただし、毎年、発注される維持管理工事に適用することに対しては、有効と考えていない。
- ・除草作業期間だけでなく、年間を通して、定量的な仕事量が必要。

○複数年契約は、発注者にとって、危機管理の向上、コスト縮減及び発注書類の軽減が図られたが、受注者にとっては、長期的に仕事量は確保されることは良いが、受注機会が減るなど、一概に良いことばかりとは言えない。

○不調・不落対策としては、次年度の担い手確保として有効であるが、一方、応札状況を見ると、1件当たりに対して応札者が増加傾向であり、これは受注機会の減少による影響であるかなど、今後、更なる分析が必要である。

○また、都市部での応札者数は、以前として、低迷しており、複数年契約の導入のほか、民家と隣接した都市型除草などの積算の考え方などについても、検討が必要である。

ご静聴ありがとうございました。